

令和7年度

向日市地域防災計画 修正（案）

【一般対策編・地震対策編・事故対策編・資料編】

新旧対照表

向日市防災会議

令和7年度 向日市地域防災計画（一般対策編）修正事項

第1編 総則

頁	修 正	現 行	修正理由
1-6	<p>第1章 計画の基本方針</p> <p>第2節 防災機関等の役割分担</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(1) <u>NTT西日本株式会社（京都支店）</u></p>	<p>第1章 計画の基本方針</p> <p>第2節 防災機関等の役割分担</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(1) <u>西日本電信電話株式会社（京都支店）</u></p>	社名変更のため

令和7年度 向日市地域防災計画（一般対策編）修正事項

第2編 災害予防計画

頁	修正	現行	修正理由
	<p>第1章 災害に強いまちづくり</p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり</p>	
2-4	<p>第1節 気象予警報等の伝達計画</p> <p>2 各種予・警報等の伝達方法</p> <p>(1) 本庁における措置</p> <p>① 京都府及びNTT西日本(株)から送信される注意報・警報及び情報は、環境産業部防災安全課（勤務時間外においては宿直警備員）が受報し、直ちに関係各部等に伝達するとともに、必要に応じ庁内放送の措置を行う。</p>	<p>第1節 気象予警報等の伝達計画</p> <p>2 各種予・警報等の伝達方法</p> <p>(1) 本庁における措置</p> <p>① 京都府及び西日本電信電話(株)から送信される注意報・警報及び情報は、環境産業部防災安全課（勤務時間外においては宿直警備員）が受報し、直ちに関係各部等に伝達するとともに、必要に応じ庁内放送の措置を行う。</p>	社名変更のため
2-5	<p>(4) 本庁における措置</p> <p>気象業務法第15条による予・警報等伝達経路図</p>	<p>(4) 本庁における措置</p> <p>気象業務法第15条による予・警報等伝達経路図</p>	社名変更のため

2-8	第3節 都市空間の整備計画		第3節 都市空間の整備計画	公園数が増加したため																											
	2 都市公園の整備	(<u>令和7年12月現在</u>)			2 都市公園等の整備	(<u>令和6年12月現在</u>)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園</td> <td><u>48</u></td> <td><u>6.90</u></td> </tr> <tr> <td>その他の公園</td> <td>65</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>ポケットパーク</td> <td><u>8</u></td> <td><u>0.06</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>121</u></td> <td><u>7.98</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別			箇所数	面積 (ha)	都市公園	<u>48</u>	<u>6.90</u>	その他の公園	65	1.02	ポケットパーク	<u>8</u>	<u>0.06</u>	合 計	<u>121</u>	<u>7.98</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>箇所数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園</td> <td><u>47</u></td> <td><u>6.64</u></td> </tr> <tr> <td>その他の公園</td> <td>65</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>ポケットパーク</td> <td><u>7</u></td> <td><u>0.04</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>119</u></td> <td><u>7.70</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	箇所数	面積 (ha)	都市公園	<u>47</u>	<u>6.64</u>	その他の公園	65	1.02	ポケットパーク	<u>7</u>	<u>0.04</u>
種 別	箇所数	面積 (ha)																													
都市公園	<u>48</u>	<u>6.90</u>																													
その他の公園	65	1.02																													
ポケットパーク	<u>8</u>	<u>0.06</u>																													
合 計	<u>121</u>	<u>7.98</u>																													
種 別	箇所数	面積 (ha)																													
都市公園	<u>47</u>	<u>6.64</u>																													
その他の公園	65	1.02																													
ポケットパーク	<u>7</u>	<u>0.04</u>																													
合 計	<u>119</u>	<u>7.70</u>																													
第6節 ライフライン等施設対策		第6節 ライフライン等施設対策		社名変更のため																											
2-11	<table border="1"> <tr> <td>担 当</td> <td>都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>N T T 西日本(株)京都支店</u>・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担 当	都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>N T T 西日本(株)京都支店</u> ・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部		<table border="1"> <tr> <td>担 当</td> <td>都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担 当	都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部																								
担 当	都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>N T T 西日本(株)京都支店</u> ・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部																														
担 当	都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部																														
第7節 学校施設防災計画		第7節 学校施設防災計画																													
2-16	3 避難所としての運営方法 避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等、 <u>男女や性的マイノリティ</u> の視点等に配慮するものとする。	3 避難所としての運営方法 避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等、 <u>男女双方</u> の視点等に配慮するものとする。	男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため																												

2-21	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p>第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p>市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、災害発生時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等、<u>男女や性的マイノリティ</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 防災訓練・調査（パトロール）計画</p> <p>大災害の場合を想定すると、住民の役割が極めて大きいこと、協定市町村等の応援を受けること、これらと防災関係機関及び災害対策本部との連携又は協調が欠かせないこと等を勘案し、向日市は、大規模災害を想定した防災訓練を実施し、非常事態に備えるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、<u>男女や性的マイノリティ</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害に強いシステムづくり</p> <p>第4節 避難計画</p> <p>1 避難所等の指定 防災協力農地 (令和7年3月現在)</p>	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p>第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p>市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、災害発生時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等、<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 防災訓練・調査（パトロール）計画</p> <p>大災害の場合を想定すると、住民の役割が極めて大きいこと、協定市町村等の応援を受けること、これらと防災関係機関及び災害対策本部との連携又は協調が欠かせないこと等を勘案し、向日市は、大規模災害を想定した防災訓練を実施し、非常事態に備えるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害に強いシステムづくり</p> <p>第4節 避難計画</p> <p>1 避難所等の指定 防災協力農地 (令和6年3月現在)</p>	<p>男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため</p> <p>男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため</p> <p>時点修正</p>
2-25			
2-38			

地区登録	登録件数	市街化区域		市街化調整区域		面積
		生産緑地	宅地化農地	農地用	その他	
物集女町	33	0	1	32	0	425.6a
寺戸町	26	9	0	17	0	353.9a
森本町	10	1	0	9	0	126.7a
鷺冠井町	18	1	0	17	0	227.8a
上植野町	50	7	0	43	0	463.4a
市外	2	0	0	2	0	37.2a
合計	139	18	1	120	0	1,634.6a

第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画

2-41 市域に大災害が発生した場合、多くの避難者や負傷者が予想されるため、食糧、生活必需品、給水用資機材、医薬品等を備蓄、民間応援協定、広域市町村相互応援協定等により、物資の総合的な確保体制の確立に努める。

その際、災害時要配慮者等のニーズや、被災時の男女や性的マイノリティの視点に立ったニーズの違いに配慮するものとする。

第9節 帰宅困難者対策計画

1 計画の方針

帰宅困難者に対応するため市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や他市町村などの行政機関、輸送機関等と連携を図る。
また、必要に応じて滞在場所の確保等を行うとともに、滞在場所の確保にあたっては、男女や性的マイノリティのニーズの違いや、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

地区登録	登録件数	市街化区域		市街化調整区域		面積
		生産緑地	宅地化農地	農地用	その他	
物集女町	33	0	1	32	0	419.9a
寺戸町	26	8	0	18	0	338.6a
森本町	10	1	0	9	0	126.7a
鷺冠井町	18	1	0	17	0	227.8a
上植野町	50	7	0	43	0	463.4a
市外	2	0	0	2	0	35.4a
合計	139	17	1	121	0	1,611.8a

第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画

市域に大災害が発生した場合、多くの避難者や負傷者が予想されるため、食糧、生活必需品、給水用資機材、医薬品等を備蓄、民間応援協定、広域市町村相互応援協定等により、物資の総合的な確保体制の確立に努める。

その際、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第9節 帰宅困難者対策計画

1 計画の方針

帰宅困難者に対応するため市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や他市町村などの行政機関、輸送機関等と連携を図る。
また、必要に応じて滞在場所の確保等を行うとともに、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため

男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため

第10節 車中避難計画

2-44 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じて体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、府と協力し、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第5節 水害予防計画

2-54 9 水防法対象施設

	施設の名称	住所	電話番号 (FAX)	対象河川	
				桂川	小畑川
10	略	略	略	略	略
—	—	—	—	—	—
11	略	略	略	略	略
12	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略
14	略	略	略	略	略

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第5節 水害予防計画

9 水防法対象施設

	施設の名称	住所	電話番号 (FAX)	対象河川	
				桂川	小畑川
10	略	略	略	略	略
11	<u>株式会社スマイルアライアンス</u> <u>ドリトルハウス向日</u>	<u>向日市上植野</u> <u>町桑原 13-5</u>	<u>934-7547</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
12	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略
14	略	略	略	略	略
15	略	略	略	略	略

京都府地域防災計画に基づき計画を定める

施設移転のため

15	略	略	略	略	略
16	略	略	略	略	略
17	略	略	略	略	略
18	略	略	略	略	略
19	略	略	略	略	略
20	略	略	略	略	略
21	略	略	略	略	略
22	略	略	略	略	略

第7節 土砂災害等予防計画

7 宅地造成工事等に伴う対策

宅地造成等工事に伴う土砂の流出等を防止するため、宅地造成地の点検等を進めるとともに、随時パトロールを実施し必要と認めるときは、工事主、施行業者など関係者の聴聞を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。

2-59

2-62

10 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報システム

(2) 情報の伝達

② 京都府土砂災害警戒情報システムの情報

このシステムは気象台による降水予測（解析雨量）と京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを通じて伝達されるとともに、事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知が行われる。

また、京都府土砂災害警戒情報システムにより、地図上で危険度レベルの確認できる情報がイントラネット、インターネット、スマートフォン版

16	略	略	略	略	略
17	略	略	略	略	略
18	略	略	略	略	略
19	略	略	略	略	略
20	略	略	略	略	略
21	略	略	略	略	略
22	略	略	略	略	略
23	略	略	略	略	略

第7節 土砂災害等予防計画

7 宅地造成工事等に伴う対策

宅地造成工事に伴う土砂の流出等を防止するため、宅地造成地の点検等を進めるとともに、随時パトロールを実施し必要と認めるときは、造成主、施行業者など関係者の聴聞を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。

10 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報システム

(2) 情報の伝達

② 京都府土砂災害警戒情報システムの情報

このシステムは気象台による降水予測（解析雨量）と京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを通じて伝達されるとともに、事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知が行われる。

また、京都府土砂災害警戒情報システムにより、地図上で危険度レベルの確認できる情報がイントラネット、インターネット、携帯Webで発信さ

法改正に伴う修正

携帯版が終了するため

	<p><u>Web</u>で発信される。</p> <p>(3) 避難の指示及び伝達</p> <p>① 発令対象区域：<u>土砂災害警戒区域等</u></p>	<p>れる。</p> <p>(3) 避難の指示及び伝達</p> <p>① 発令対象区域：<u>土砂災害危険箇所区域</u></p>	<p>「土砂災害危険箇所」の取扱いの変更に伴う修正</p>
--	--	---	-------------------------------

第3編 災害応急対策計画

頁	修正	現行	修正理由
3-10	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第3節 情報収集・伝達</p> <p>第1 災害時の通信</p> <p>2 通信体制</p> <p>(5) その他の通信手段</p> <p>③ 災害用伝言板サービス</p> <p>※「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、NTT西日本の提供するサービスです。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第3節 情報収集・伝達</p> <p>第1 災害時の通信</p> <p>2 通信体制</p> <p>(5) その他の通信手段</p> <p>③ 災害用伝言板サービス</p> <p>※「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、西日本電信電話の提供するサービスです。</p>	社名変更のため
3-15	<p>第4節 広報活動</p> <p>第2 防災関係機関の行う広報活動</p> <p>乙訓消防組合、警察署、NTT西日本株式会社京都支店、関西電力送配電株式会社京都本部、大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部、放送局等防災関係機関は、災害が発生した場合、向日市と協調を図り、あらかじめ定められた広報計画により、治安や交通の状況、災害応急対策の実施状況、復旧の見通し及び復旧時の留意事項等について、ラジオ・テレビ等の報道機関又は広報車等により広報活動を行う。</p> <p>第6節 緊急輸送網</p> <p>第3 輸送の確保</p>	<p>第4節 広報活動</p> <p>第2 防災関係機関の行う広報活動</p> <p>乙訓消防組合、警察署、西日本電信電話株式会社京都支店、関西電力送配電株式会社京都本部、大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部、放送局等防災関係機関は、災害が発生した場合、向日市と協調を図り、あらかじめ定められた広報計画により、治安や交通の状況、災害応急対策の実施状況、復旧の見通し及び復旧時の留意事項等について、ラジオ・テレビ等の報道機関又は広報車等により広報活動を行う。</p> <p>第6節 緊急輸送網</p> <p>第3 輸送の確保</p>	社名変更のため

3-21	<p>4 輸送手段及び陸上輸送要員の確保</p> <p>(1) 車両等の調達</p> <p>公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づき、配車計画を作成する。また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。<u>公用車の保有状況については、【資料編 資料2-25】のとおり。</u>公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じ、京都府トラック協会等関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。</p> <p>第14節 応援、派遣の要請等</p>	<p>4 輸送手段及び陸上輸送要員の確保</p> <p>(1) 車両等の調達</p> <p>公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づき、配車計画を作成する。また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じ、京都府トラック協会等関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。</p> <p>第14節 応援、派遣の要請等</p>	文言の追加								
3-35	<p>第2 関係協力機関への応援要請</p> <p>災害の状況等に応じ、災害対策本部長が協力を要請する機関及び要請事項は、おおむね次のようなものである。</p> <table border="1" data-bbox="212 742 1048 818"> <thead> <tr> <th>協力関係機関</th> <th>要請事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT西日本(株)京都支店</u></td> <td>電信電話施設の復旧等に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>第15節 緊急避難</p>	協力関係機関	要請事項	<u>NTT西日本(株)京都支店</u>	電信電話施設の復旧等に関すること	<p>第2 関係協力機関への応援要請</p> <p>災害の状況等に応じ、災害対策本部長が協力を要請する機関及び要請事項は、おおむね次のようなものである。</p> <table border="1" data-bbox="1075 742 1895 818"> <thead> <tr> <th>協力関係機関</th> <th>要請事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西日本電信電話(株)京都支店</u></td> <td>電信電話施設の復旧等に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>第15節 緊急避難</p>	協力関係機関	要請事項	<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	電信電話施設の復旧等に関すること	社名変更のため
協力関係機関	要請事項										
<u>NTT西日本(株)京都支店</u>	電信電話施設の復旧等に関すること										
協力関係機関	要請事項										
<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	電信電話施設の復旧等に関すること										
3-44	<p>第3 避難所の開設</p> <p>災害による二次災害の危険性等により、災害対策本部が高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。</p> <p>また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、<u>男女や性的マイノリティ</u>の視点等に配慮する。</p> <p><u>併せて、必要に応じ、避難者が連れて避難した、犬や猫等の家庭動物（以下、「ペット」という。）の受入体制を整える。</u></p>	<p>第3 避難所の開設</p> <p>災害による二次災害の危険性等により、災害対策本部が高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。</p> <p>また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、<u>男女双方</u>の視点等に配慮する。</p>	<p>男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため</p> <p>ペット同行避難について記載</p>								

	<p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第2節 被災者への救援活動</p> <p>3-57 第2 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の方針</p> <p>運営に当たっては、自治会や、ボランティアの協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、高齢者等要配慮者や性別に関わらない多様なニーズに十分配慮する。この他、避難所運営に関しては、避難所運営マニュアルの整備に努め、その運営に万全を期すものとする。</p> <p>3-69 第11 行方不明者の捜索・遺体の埋葬</p> <p>2 安否不明者等の捜索・公表及び行方不明者の安否確認</p> <p>市は、以下に基づき、迅速かつ確に捜索及び安否確認を行う。</p> <p>(1) 行方不明者の安否確認</p> <p>市は、京都府向日町警察署、向日市消防団、自衛隊等関係機関や地域住民の協力を得て、行方不明者の安否を確認するとともに、安否不明等の確認は、住民基本台帳等と照合した上で行う。</p> <p>(2) 安否不明者等の捜索</p> <p>安否不明者等の捜索については、災害規模等の状況を勘案して、京都府向日町警察署、向日市消防団、自衛隊等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 安否不明者等の公表</p> <p>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。</p> <p>(4) 災害救助法による基準</p>	<p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第2節 被災者への救援活動</p> <p>第2 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営の方針</p> <p>運営に当たっては、自治会や、ボランティアの協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、高齢者等要配慮者にも十分配慮する。この他、避難所運営に関しては、避難所運営マニュアルの整備に努め、その運営に万全を期すものとする。</p> <p>第11 行方不明者の捜索・遺体の埋葬</p> <p>2 行方不明者の捜索</p> <p>災害により、行方不明になったと推定される者について、災害対策本部長が、京都府向日町警察署及び向日市消防団に協力を要請し、捜索を行う。</p> <p>(1) 捜索の対象</p> <p>行方不明の状態にあり、かつ各般の事情から既に死亡していると推定される者</p> <p>(2) 捜索の実施</p> <p>市長（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。）が、消防関係機関、警察署及び地域住民等の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 災害救助法による基準</p> <p>災害救助法による基準については、【資料編 資料2-8】のとおり。</p>	<p>男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため</p> <p>京都府「安否不明者の氏名公表方針」に基づき修正</p>
--	---	--	---

	<p style="text-align: center;"><u>災害救助法による基準については、【資料編 資料2-8】のとおり</u></p>						
	<p>第4節 環境・衛生対策の充実</p>						
3-75	<p>第6 <u>家庭動物の受入れ、保護及び収容対策</u></p> <p><u>避難所に避難者が連れて避難したペットの受入れ及び災害で被災放置されたペットの保護については、府健康福祉部、府文化生活部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。</u></p> <p><u>災害対策本部長は、府が設置する動物救護対策本部及び関係団体等と連携・協議し、避難所におけるペットの状況等の情報を提供するとともに、必要な支援を要請する。</u></p>	<p>第6 <u>家庭動物の保護及び収容対策</u></p> <p><u>災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。</u></p>	<p>京都府「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき記載</p>				
	<p>第6節 ライフライン等の応急対策</p>						
3-77	<table border="1"> <tr> <td>担 当</td> <td>都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>NTT西日本(株)京都支店</u>・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>NTT西日本(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部	<table border="1"> <tr> <td>担 当</td> <td>都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部	<p>社名変更のため</p>
担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>NTT西日本(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部						
担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部						
3-79	<p>第3 電信電話施設の応急対策</p> <p>1 災害時の応急措置</p> <p>(1) 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、<u>NTT西日本(株)</u>災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。</p>	<p>第3 電信電話施設の応急対策</p> <p>1 災害時の応急措置</p> <p>(1) 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、<u>西日本電信電話(株)</u>災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。</p>	<p>社名変更のため</p>				
	<p>第8節 住宅対策</p>						
3-89	<p>第4 応急仮設住宅の建築</p> <p>5 応急仮設住宅の運営管理</p>	<p>第4 応急仮設住宅の建築</p> <p>5 応急仮設住宅の運営管理</p>	<p>男女共同参画プラン</p>				

	<p>応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。 その他、<u>男女や性的マイノリティ</u>の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>ペット</u>の受入れに配慮するものとする。</p>	<p>応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。 その他、<u>男女双方</u>の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>家庭動物</u>の受入れに配慮するものとする。</p>	<p>の理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため 文言の修正</p>
--	---	---	--

令和7年度 向日市地域防災計画（地震対策編）修正事項

第1編 総則

頁	修 正	現 行	修正理由
1-7	<p data-bbox="226 379 1057 421">第2章 計画の目標</p> <p data-bbox="226 464 1057 505">第3節 被害想定</p> <p data-bbox="226 563 1057 635">3 向日市の被害予想 各活断層地震の向日市での被害は、次表のとおりである。</p> <p data-bbox="271 692 510 722"><u>別紙のとおり</u> <u>(新)</u></p>	<p data-bbox="1093 379 1924 421">第2章 計画の目標</p> <p data-bbox="1093 464 1924 505">第3節 被害想定</p> <p data-bbox="1093 563 1924 635">3 向日市の被害予想 各活断層地震の向日市での被害は、次表のとおりである。</p> <p data-bbox="1137 671 1377 702"><u>別紙のとおり</u> <u>(旧)</u></p>	<p data-bbox="1960 576 2143 683">京都府地震被害 想定調査結果の 公表に伴う修正</p>

第2篇 災害予防計画

頁	修正	現行	修正理由				
2-2	<p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 災害危険地域、活断層周辺地域での土地利用</p> <p>4 <u>宅地造成等工事規制区域</u></p> <p>(1) 長期計画</p> <p>② 新たに開発が行われ、<u>切土・盛土又は土石の堆積に係る工事</u>が行われる場合には、技術基準を順守するよう指導する。</p> <p>〔参考〕現在、<u>宅地造成等工事規制区域に市全域</u>が指定されている。</p> <p>第6節 ライフライン施設の耐震化対策</p>	<p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 災害危険地域、活断層周辺地域での土地利用</p> <p>4 <u>宅地造成工事規制区域</u></p> <p>(1) 長期計画</p> <p>② 新たに開発が行われ、<u>切土・盛土工事</u>が行われる場合には、技術基準を順守するよう指導する。</p> <p>〔参考〕現在、<u>宅地造成工事規制区域に200ha</u>が指定されている。</p> <p>第6節 ライフライン施設の耐震化対策</p>	<p>法改正に伴う修正</p>				
2-6	<table border="1" data-bbox="226 852 1061 983"> <tr> <td>担当</td> <td>都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>NTT西日本(株)京都支店</u>・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>NTT西日本(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部	<table border="1" data-bbox="1093 852 1928 983"> <tr> <td>担当</td> <td>都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部	<p>社名変更のため</p>
担当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>NTT西日本(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部						
担当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部						
2-11	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p>第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p>市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、発災時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女や性的マイノリ</u></p>	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p>第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p>市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、発災時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十</p>	<p>男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため</p>				

2-18	<p><u>テ</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 災害の抑制と被害の軽減対策</p> <p>第2節 土砂災害等予防計画</p> <p>1 災害防止対策</p> <p>急傾斜の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険<u>区域</u>の公表をし、市民の生命、安全を守るため、必要な措置をとるものとする。</p>	<p>分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 災害の抑制と被害の軽減対策</p> <p>第2節 土砂災害等予防計画</p> <p>1 災害防止対策</p> <p>急傾斜の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険<u>箇所</u>の公表をし、市民の生命、安全を守るため、必要な措置をとるものとする。</p>	<p>文言の修正</p>
------	---	--	--------------

第3篇 災害応急対策計画

頁	修 正	現 行	
3-9	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第3節 情報収集・伝達</p> <p>第1 災害時の通信</p> <p>(5) その他の通信手段</p> <p>③ 災害用伝言板サービス</p> <p>※ 「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、NTT西日本㈱の提供するサービスです。</p> <p>第9節 緊急避難</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第3節 情報収集・伝達</p> <p>第1 災害時の通信</p> <p>(5) その他の通信手段</p> <p>③ 災害用伝言板サービス</p> <p>※ 「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、西日本電信電話㈱の提供するサービスです。</p> <p>第9節 緊急避難</p>	社名変更のため
3-19	<p>第3 避難所の開設</p> <p>地震又はそれによる二次災害の危険性等により、災害対策本部が避難指示を行ったとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。</p> <p>また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女や性的マイノリティの視点等に配慮する。</p> <p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第6節 ライフライン等の応急対策</p>	<p>第3 避難所の開設</p> <p>地震又はそれによる二次災害の危険性等により、災害対策本部が避難指示を行ったとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。</p> <p>また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第6節 ライフライン等の応急対策</p>	男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めため

3-27	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 252 331 379">担 当</td> <td data-bbox="331 252 1055 379">都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>NTT西日本(株)京都支店</u>・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>NTT西日本(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1090 252 1196 379">担 当</td> <td data-bbox="1196 252 1919 379">都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部</td> </tr> </table>	担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部	社名変更のため
担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>NTT西日本(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部						
担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・ <u>西日本電信電話(株)京都支店</u> ・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部						
3-29	<p>第3 電信電話施設の応急対策</p> <p>1 災害時の応急措置</p> <p>(1) 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、<u>NTT西日本(株)</u>災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。</p>	<p>第3 電信電話施設の応急対策</p> <p>1 災害時の応急措置</p> <p>(1) 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、<u>西日本電信電話(株)</u>災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。</p>	社名変更のため				

第5篇 南海トラフ地震防災対策推進計画

頁	修 正	現 行	修正理由				
5-4	<p data-bbox="226 343 1061 391">第2章 災害予防計画</p> <p data-bbox="226 446 1061 566">なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等<u>男女や性的マイノリティ</u>の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。</p>	<p data-bbox="1093 343 1928 391">第2章 災害予防計画</p> <p data-bbox="1093 446 1928 566">なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。</p>	<p data-bbox="1960 414 2136 598">男女共同参画プランの理念に基づき、性別に関わらない配慮を求めるため</p>				
5-8	<p data-bbox="226 718 1061 758">第3章 災害応急対策計画</p> <p data-bbox="226 805 1061 853">第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p data-bbox="226 909 1061 1029"><u>内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p data-bbox="226 1093 1061 1165"><u>1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表</u> 気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="226 1173 1061 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 1173 495 1212">情 報 名</th> <th data-bbox="495 1173 1061 1212">情 報 発 表 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 1212 495 1364"><u>南海トラフ地震臨時情報</u></td> <td data-bbox="495 1212 1061 1364"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="510 1220 1046 1324">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 <li data-bbox="510 1332 1046 1356">・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 </td> </tr> </tbody> </table>	情 報 名	情 報 発 表 条 件	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="510 1220 1046 1324">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 <li data-bbox="510 1332 1046 1356">・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	<p data-bbox="1093 718 1928 758">第3章 災害応急対策計画</p>	<p data-bbox="1960 798 2136 1061">内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づき記載</p>
情 報 名	情 報 発 表 条 件						
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="510 1220 1046 1324">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 <li data-bbox="510 1332 1046 1356">・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 						

南海トラフ地震関連解説
情報

- ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
 - ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）
- ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

<u>発表時間</u>	<u>キーワード</u>	<u>キーワードを付加する条件</u>
<u>地震発生等から5～30分後</u>	<u>調査中</u>	<p>○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8（※2）以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海ト

		<u>ラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</u>		
<u>地震発生等から最短で2時間後</u>	<u>巨大地震警戒</u>	<u>○巨大地震の発生に警戒必要な場合</u> <u>・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u>		
<u>地震発生等から最短で2時間後</u>	<u>巨大地震注意</u>	<u>○巨大地震の発生に注意が必要な場合</u> <u>・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u> <u>(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</u> <u>・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>		
<u>地震発生等から最短で2時間後</u>	<u>調査終了</u>	<u>・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>		
<u>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲</u>				
<u>※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する</u>				
<u>2 市の対応</u>				
<u>(1)気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)」</u>				

<p>5-11</p>	<p><u>が発表されたときは、直ちに情報収集できる体制をとり、各対策部に今後の対応を確認する。</u></p> <p><u>(2)南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、必要に応じて、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。</u></p> <p><u>(3)各対策部においては、本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。</u></p> <p><u>(4)後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、必要に応じて、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。</u></p> <p>第3節 防災体制に関する事項</p> <p>第4節 南海トラフ地震の時間差発生による被害の拡大防止</p> <p>第5節 円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>3 水道、電気、ガス、通信</p> <p>(4) 通信 (<u>NTT西日本株式会社</u>)</p> <p>電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。</p>	<p>第2節 防災体制に関する事項</p> <p>第3節 南海トラフ地震の時間差発生による被害の拡大防止</p> <p>第4節 円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>3 水道、電気、ガス、通信</p> <p>(4) 通信 (<u>西日本電信電話株式会社</u>)</p> <p>電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。</p>	<p>社名変更のため</p>
-------------	---	--	----------------

令和7年度 向日市地域防災計画（事故対策編）修正事項

原子力災害対策計画

第3編 広域一時滞在

頁	修 正	現 行	修正理由																																		
8-5	<p>第2 被災住民の受入れ方針</p> <p>■提供場所</p> <table border="1" data-bbox="253 541 1050 892"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>収容人数(面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民体育館</td> <td>1,600人(5,280㎡)</td> </tr> <tr> <td>永守重信市民会館</td> <td>200人(827㎡)</td> </tr> <tr> <td>府立向陽高等学校 体育館</td> <td>250人(850㎡)</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター(桜の径)</td> <td>150人(660㎡)</td> </tr> <tr> <td>勝山中学校 体育館</td> <td>100人(729㎡)</td> </tr> <tr> <td>西ノ岡中学校 体育館</td> <td>100人(776㎡)</td> </tr> <tr> <td>寺戸中学校 体育館</td> <td>100人(720㎡)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* () は各部屋の面積</p> <p>* 中学校・高等学校については、体育館の面積を端数処理した数値 なお、受け入れ人数については、災害の規模、事前の協定等により市長が必要と判断した場合は、最大で4,000人以内(1坪2人)の人数までの受け入れを行う。</p>	施設名	収容人数(面積)	市民体育館	1,600人(5,280㎡)	永守重信市民会館	200人(827㎡)	府立向陽高等学校 体育館	250人(850㎡)	老人福祉センター(桜の径)	150人(660㎡)	勝山中学校 体育館	100人(729㎡)	西ノ岡中学校 体育館	100人(776㎡)	寺戸中学校 体育館	100人(720㎡)	<p>第2 被災住民の受入れ方針</p> <p>■提供場所</p> <table border="1" data-bbox="1111 541 1908 892"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>収容人数(面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民体育館</td> <td>1,600人(5,280㎡)</td> </tr> <tr> <td>向日町競輪場</td> <td>1,000人(2,475㎡)</td> </tr> <tr> <td>永守重信市民会館</td> <td>200人(827㎡)</td> </tr> <tr> <td>府立向陽高等学校 体育館</td> <td>250人(850㎡)</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター(桜の径)</td> <td>150人(660㎡)</td> </tr> <tr> <td>勝山中学校 体育館</td> <td>100人(729㎡)</td> </tr> <tr> <td>西ノ岡中学校 体育館</td> <td>100人(776㎡)</td> </tr> <tr> <td>寺戸中学校 体育館</td> <td>100人(720㎡)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* () は各部屋の面積</p> <p>* 中学校・高等学校については、体育館の面積を端数処理した数値 なお、受け入れ人数については、災害の規模、事前の協定等により市長が必要と判断した場合は、最大で4,000人以内(1坪2人)の人数までの受け入れを行う。</p>	施設名	収容人数(面積)	市民体育館	1,600人(5,280㎡)	向日町競輪場	1,000人(2,475㎡)	永守重信市民会館	200人(827㎡)	府立向陽高等学校 体育館	250人(850㎡)	老人福祉センター(桜の径)	150人(660㎡)	勝山中学校 体育館	100人(729㎡)	西ノ岡中学校 体育館	100人(776㎡)	寺戸中学校 体育館	100人(720㎡)	<p>施設再整備のため</p>
施設名	収容人数(面積)																																				
市民体育館	1,600人(5,280㎡)																																				
永守重信市民会館	200人(827㎡)																																				
府立向陽高等学校 体育館	250人(850㎡)																																				
老人福祉センター(桜の径)	150人(660㎡)																																				
勝山中学校 体育館	100人(729㎡)																																				
西ノ岡中学校 体育館	100人(776㎡)																																				
寺戸中学校 体育館	100人(720㎡)																																				
施設名	収容人数(面積)																																				
市民体育館	1,600人(5,280㎡)																																				
向日町競輪場	1,000人(2,475㎡)																																				
永守重信市民会館	200人(827㎡)																																				
府立向陽高等学校 体育館	250人(850㎡)																																				
老人福祉センター(桜の径)	150人(660㎡)																																				
勝山中学校 体育館	100人(729㎡)																																				
西ノ岡中学校 体育館	100人(776㎡)																																				
寺戸中学校 体育館	100人(720㎡)																																				

令和7年度 向日市地域防災計画（資料編）修正事項

1 共通資料

頁	修 正	現 行	修正理由																								
目次-2	<p><u>資料 1-68</u> 災害時における物資の供給に関する協定書</p> <p><u>資料 1-69</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書</p> <p><u>資料 1-70</u> 災害時における車両貸与等に関する応援協定書</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	新たに協定を締結したため																								
1-3	<p>資料 1-2</p> <p>向日市防災会議委員・幹事名簿</p> <p>1 向日市防災会議委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 例</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 8 号</td> <td><u>NTT西日本（株）京都支店設備部長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 向日市防災会議幹事名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT西日本(株)京都支店</u></td> <td><u>災害対策室次長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条 例	職 名	備 考	第 8 号	<u>NTT西日本（株）京都支店設備部長</u>		所 属	職 名	備 考	<u>NTT西日本(株)京都支店</u>	<u>災害対策室次長</u>		<p>資料 1-2</p> <p>向日市防災会議委員・幹事名簿</p> <p>1 向日市防災会議委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 例</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 8 号</td> <td><u>西日本電信電話（株）京都支店設備部長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 向日市防災会議幹事名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西日本電信電話(株)京都支店</u></td> <td><u>災害対策課長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条 例	職 名	備 考	第 8 号	<u>西日本電信電話（株）京都支店設備部長</u>		所 属	職 名	備 考	<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	<u>災害対策課長</u>		<p>社名変更のため</p> <p>社名変更等のため</p>
条 例	職 名	備 考																									
第 8 号	<u>NTT西日本（株）京都支店設備部長</u>																										
所 属	職 名	備 考																									
<u>NTT西日本(株)京都支店</u>	<u>災害対策室次長</u>																										
条 例	職 名	備 考																									
第 8 号	<u>西日本電信電話（株）京都支店設備部長</u>																										
所 属	職 名	備 考																									
<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	<u>災害対策課長</u>																										

2 別表

頁	修 正	現 行	修正理由																
2-2	資料 2-1 向日市内官公署等所在地一覧表 <table border="1" data-bbox="241 432 1003 552"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>N T T 西日本(株)京都支店</u></td> <td><u>京都市中京区壬生東淵田町 22</u></td> <td><u>812-9836</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	備考	<u>N T T 西日本(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区壬生東淵田町 22</u>	<u>812-9836</u>		資料 2-1 向日市内官公署等所在地一覧表 <table border="1" data-bbox="1093 432 1854 552"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西日本電信電話(株)京都支店</u></td> <td><u>京都市中京区三条通柳馬場西入栢屋町 75</u></td> <td><u>842-9463</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	備考	<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区三条通柳馬場西入栢屋町 75</u>	<u>842-9463</u>		社名変更等のため
名称	所在地	電話	備考																
<u>N T T 西日本(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区壬生東淵田町 22</u>	<u>812-9836</u>																	
名称	所在地	電話	備考																
<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区三条通柳馬場西入栢屋町 75</u>	<u>842-9463</u>																	
2-5	資料 2-4 指定行政機関・指定公共機関等一覧表 <table border="1" data-bbox="241 719 1070 930"> <thead> <tr> <th>指定行政機関</th> <th>指定地方行政機関</th> <th>指定公共機関</th> <th>指定地方公共機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>N T T 西日本株式会社</u> (<u>京都支店</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指定行政機関	指定地方行政機関	指定公共機関	指定地方公共機関	(略)	(略)	<u>N T T 西日本株式会社</u> (<u>京都支店</u>)	(略)	資料 2-4 指定行政機関・指定公共機関等一覧表 <table border="1" data-bbox="1093 719 1921 930"> <thead> <tr> <th>指定行政機関</th> <th>指定地方行政機関</th> <th>指定公共機関</th> <th>指定地方公共機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>西日本電信電話株式会社</u> (<u>京都支店</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指定行政機関	指定地方行政機関	指定公共機関	指定地方公共機関	(略)	(略)	<u>西日本電信電話株式会社</u> (<u>京都支店</u>)	(略)	社名変更のため
指定行政機関	指定地方行政機関	指定公共機関	指定地方公共機関																
(略)	(略)	<u>N T T 西日本株式会社</u> (<u>京都支店</u>)	(略)																
指定行政機関	指定地方行政機関	指定公共機関	指定地方公共機関																
(略)	(略)	<u>西日本電信電話株式会社</u> (<u>京都支店</u>)	(略)																
2-7	○指定公共機関又は指定地方公共機関 <table border="1" data-bbox="241 1018 1070 1155"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>N T T 西日本(株)京都支店</u></td> <td><u>京都市中京区壬生東淵田町 22</u></td> <td><u>(075)812-9836</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	住所	電話番号	<u>N T T 西日本(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区壬生東淵田町 22</u>	<u>(075)812-9836</u>	○指定公共機関又は指定地方公共機関 <table border="1" data-bbox="1093 1018 1921 1203"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西日本電信電話(株)京都支店</u></td> <td><u>京都市中京区烏丸三条上ル場之町 604</u></td> <td><u>_____</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	住所	電話番号	<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区烏丸三条上ル場之町 604</u>	<u>_____</u>	社名変更等のため				
機関名	住所	電話番号																	
<u>N T T 西日本(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区壬生東淵田町 22</u>	<u>(075)812-9836</u>																	
機関名	住所	電話番号																	
<u>西日本電信電話(株)京都支店</u>	<u>京都市中京区烏丸三条上ル場之町 604</u>	<u>_____</u>																	

資料 2-6 指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所一覧

2-15 4 ペット同行避難所

災害発生時のペット同行避難については、必要に応じて開設される以下の施設を同行避難所とする。

永守重信市民会館・市民体育館・各小学校・各中学校・老人福祉センターの径

資料 2-9 乙訓消防組合職員動員計画

最新改正 令和7年 4月 1日 一部改正

2-23

2 動員計画

	消 防 本 部				消 防 署			合 計	
	総 数 (注 1)	内 訳			向 日	長 岡 京	大 山 崎		
		総 務	予 防	警 防					救 急
警防警戒態勢	10	10 (注 2)			14 (注 3)	18 (注 3)	9 (注 3)	51	
警防 1 号態勢	19	2	3	12	2	15	20	10	64
警防 2 号態勢	34	5	5	21	3	22 (注 4)	31 (注 4)	17 (注 4)	104
警防 3 号態勢	40	8	7	22	3	30	39	20	129
警防 4 号態勢	全 員								

(1) 消防本部における各課動員数の内訳

資料 2-6 指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所一覧

資料 2-9 乙訓消防組合職員動員計画

最新改正 令和6年 4月 1日 一部改正

2 動員計画

	消 防 本 部				消 防 署			合 計	
	総 数 (注 1)	内 訳			向 日	長 岡 京	大 山 崎		
		総 務	予 防	警 防					救 急
警防警戒態勢	10	10 (注 2)			14 (注 3)	18 (注 3)	9 (注 3)	51	
警防 1 号態勢	20	3	3	11	2	15	19	10	64
警防 2 号態勢	34	6	5	20	2	22 (注 4)	30 (注 4)	17 (注 4)	103
警防 3 号態勢	39	8	8	20	2	30	38	20	127
警防 4 号態勢	全 員								

(1) 消防本部における各課動員数の内訳

京都府「ペット同行避難ガイドライン（令和5年8月）」に基づき選定

時点修正

警防警戒態勢 10名 (注2のとおり、当務指揮隊・指令係及び下記 <u>8</u> 名のうち2名動員)					警防警戒態勢 10名 (注2のとおり、当務指揮隊・指令係及び下記 <u>6</u> 名のうち2名動員)				
	総務課	予防課	警防課	救急課		総務課	予防課	警防課	救急課
	課長	<u>次長兼課長</u>	課長	課長		課長	<u>課長</u>	課長	課長
	<u> </u>	<u>主幹</u>	担当課長	<u>主幹</u>		<u>担当課長</u>	<u> </u>	担当課長	
			<u>主幹</u>					<u> </u>	
			当務指揮隊 3名					当務指揮隊 3名	
		当務指令係 5名				当務指令係 5名			
警防1号態勢 <u>19</u> 名 (消防長+警防警戒態勢で動員されていない職員)					警防1号態勢 <u>20</u> 名 (消防長+警防警戒態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (<u>2</u> 名)	予防課 (3名)	警防課 (<u>12</u> 名)	救急課 (2名)	消防長	総務課 (<u>3</u> 名)	予防課 (3名)	警防課 (<u>11</u> 名)	救急課 (2名)
	課長	次長兼課長	課長	課長		課長	次長兼課長	課長	課長
	<u>課長補佐</u>	<u>主幹</u>	担当課長	主幹		<u>担当課長</u>	<u>課長補佐</u>	担当課長	主幹
	<u> </u>	課長補佐	<u>主幹</u>			<u>課長補佐</u>	課長補佐	<u>課長補佐</u>	
			<u>課長補佐</u>					<u> </u>	
警防2号態勢 34名 (消防長+警防1号態勢で動員されていない職員)					警防2号態勢 34名 (消防長+警防1号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (<u>5</u> 名)	予防課 (5名)	警防課 (<u>21</u> 名)	救急課 (<u>3</u> 名)	消防長	総務課 (<u>6</u> 名)	予防課 (5名)	警防課 (<u>20</u> 名)	救急課 (<u>2</u> 名)
	係長	係長	係長	<u>係長</u>		係長	係長	係長	<u>1号態勢と 同じ</u>
	係長	<u>係長</u>	非番指揮隊 3名			係長	<u>統括主査</u>	非番指揮隊 3名	
	<u>係長</u>		非番指令係 5名			<u>主査</u>		非番指令係 5名	
警防3号態勢 <u>40</u> 名 (消防長+警防2号態勢で動員されていない職員)					警防3号態勢 <u>39</u> 名 (消防長+警防2号態勢で動員されていない職員)				
	総務課 (8名)	予防課 (<u>7</u> 名)	警防課 (<u>22</u> 名)	救急課 (<u>3</u> 名)		総務課 (8名)	予防課 (<u>8</u> 名)	警防課 (<u>20</u> 名)	救急課 (<u>2</u> 名)
	<u>主査</u>	主査	<u>主査</u>	<u>2号態勢と</u>		<u>統括主査</u>	主査	<u>2号態勢と</u>	<u>1号態勢と</u>

消防長				同じ
	主任	主査		
	主任	—		
警防4号態勢 全員				

(2) 各消防署における各動員数の内訳

① 警防警戒態勢

- ア 向日消防署 14名（署長若しくは副署長と当務員13名）
- イ 長岡京消防署 18名（署長若しくは副署長と東分署を含む当務員17名）
- ウ 大山崎消防署 9名（署長若しくは副署長と当務員8名）

② 警防1号態勢

- ア 向日消防署 15名（警防警戒態勢14名＋署長若しくは副署長1名）
- イ 長岡京消防署 20名（警防警戒態勢18名＋署長若しくは副署長1名と東分署長）
- ウ 大山崎消防署 10名（警防警戒態勢9名＋署長若しくは副署長1名）

③ 警防2号態勢

- ア 向日消防署 22名（警防1号態勢15名＋庶務予防課2名、消防隊等5名）
- イ 長岡京消防署 31名（警防1号態勢20名＋庶務予防課2名、東分署を含む消防隊等9名）
- ウ 大山崎消防署 17名（警防1号態勢10名＋庶務予防課2名、消防隊等5名）

④ 警防3号態勢

- ア 向日消防署 30名（警防2号態勢22名＋消防隊等8名）
- イ 長岡京消防署 39名（警防2号態勢31名＋消防隊等8名）
- ウ 大山崎消防署 20名（警防2号態勢17名＋救急隊3名）

⑤ 警防4号態勢

- ア 向日消防署 全員
- イ 長岡京消防署 全員
- ウ 大山崎消防署 全員

消防長			同じ	同じ
	主任	主査		
	—	主任		
警防4号態勢 全員				

(2) 各消防署における各動員数の内訳

① 警防警戒態勢

- ア 向日消防署 14名（署長若しくは副署長と当務員13名）
- イ 長岡京消防署 18名（署長若しくは副署長と東分署を含む当務員17名）
- ウ 大山崎消防署 9名（署長若しくは副署長と当務員8名）

② 警防1号態勢

- ア 向日消防署 15名（警防警戒態勢14名＋署長若しくは副署長1名）
- イ 長岡京消防署 19名（警防警戒態勢18名＋署長若しくは副署長1名—）
- ウ 大山崎消防署 10名（警防警戒態勢9名＋署長若しくは副署長1名）

③ 警防2号態勢

- ア 向日消防署 22名（警防1号態勢15名＋庶務予防課2名、消防隊等5名）
- イ 長岡京消防署 30名（警防1号態勢19名＋庶務予防課2名、東分署を含む消防隊等9名）
- ウ 大山崎消防署 17名（警防1号態勢10名＋庶務予防課2名、消防隊等5名）

④ 警防3号態勢

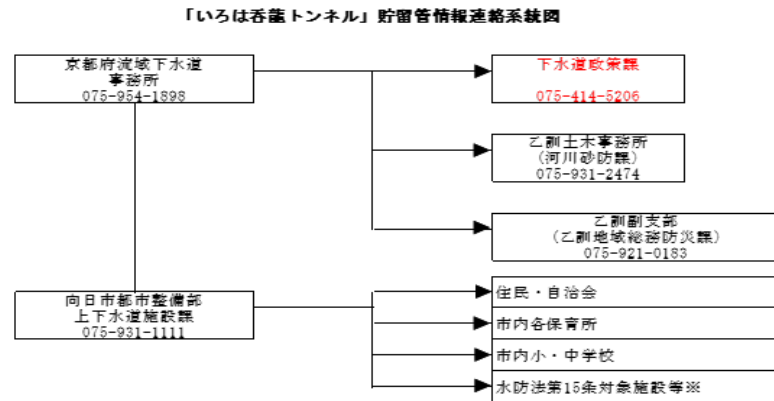
- ア 向日消防署 30名（警防2号態勢22名＋消防隊等8名）
- イ 長岡京消防署 38名（警防2号態勢30名＋消防隊等8名）
- ウ 大山崎消防署 20名（警防2号態勢17名＋救急隊3名）

⑤ 警防4号態勢

- ア 向日消防署 全員
- イ 長岡京消防署 全員
- ウ 大山崎消防署 全員

2-30

資料 2-12



2-33

資料 2-16 向日市上下水道協同組合加盟業者 ※令和7年10月1日 現在

業者名	住所	電話
(有)向日水道	向日市寺戸町小佃10-9	934-2035
(有)富安水工店	向日市森本町下森本15-20	921-4820
向日太成工業(株)	向日市寺戸町二ノ坪8-115	933-2392
(株)小原工業所	向日市鷄冠井町北井戸39	933-7201
(株)水道センター	向日市寺戸町南垣内24-1	932-2681

資料 2-17 向日市財政援助団体 ※令和7年10月1日 現在

資料 2-18 応急復旧工事用備蓄資材 ※令和7年10月1日 現在

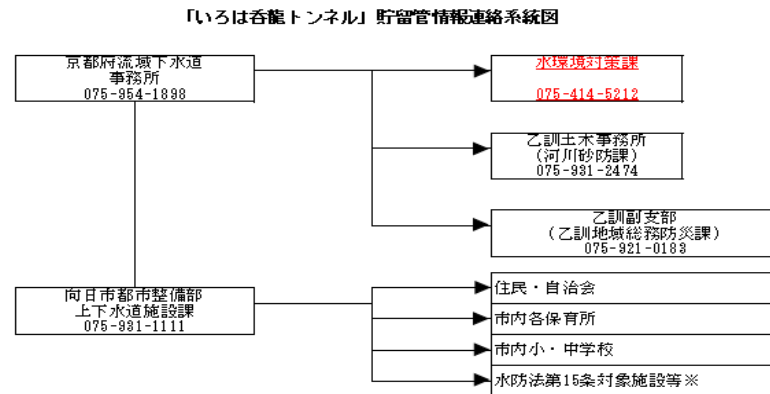
資料 2-19 じん芥収集車台数 ※令和7年4月1日 現在

資料 2-20 し尿収集車業者保有台数 ※令和7年4月1日 現在

2-34

資料 2-21 乙訓環境衛生組合処理施設の現況 ※令和7年4月1日 現在

資料 2-12



資料 2-16 向日市上下水道協同組合加盟業者 ※令和6年4月1日 現在

業者名	住所	電話
(有)向日水道	向日市寺戸町小佃10-9	934-2035
(有)富安水工店	向日市森本町下森本15-20	921-4820
向日太成工業(株)	向日市寺戸町二ノ坪8-115	933-2392
(株)小原工業所	向日市寺戸町北垣内29-1	933-7201
(株)水道センター	向日市寺戸町南垣内24-1	932-2681

資料 2-17 向日市財政援助団体 ※令和6年11月1日 現在

資料 2-18 応急復旧工事用備蓄資材 ※令和6年11月1日 現在

資料 2-19 じん芥収集車台数 ※令和6年4月1日 現在

資料 2-20 し尿収集車業者保有台数 ※令和6年4月1日 現在

資料 2-21 乙訓環境衛生組合処理施設の現況 ※令和6年4月1日 現在

京都府組織改正のため

時点修正

住所変更のため

時点修正

時点修正

時点修正

時点修正

時点修正

資料 2-22 消防職員

※令和7年4月1日 現在

	消防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	合 計
消 防 本 部	1	<u>5</u>	<u>18</u>	20	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	59
向 日 消 防 署		<u>1</u>	<u>8</u>	<u>14</u>	4	10	<u>5</u>	<u>42</u>
長 岡 京 消 防 署		2	7	<u>13</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>4</u>	43
東 分 署			<u>3</u>	5	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>13</u>
大 山 崎 消 防 署		2	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	28
合 計	1	10	<u>43</u>	59	<u>26</u>	<u>29</u>	<u>17</u>	185

資料 2-23 向日市消防団

※令和7年4月1日 現在

	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	合 計
団 本 部	1	2					3
第 1 分 団			1	1	3	<u>19</u>	<u>24</u>
第 2 分 団			1	1	3	<u>20</u>	<u>25</u>
第 3 分 団			1	1	3	<u>19</u>	<u>24</u>
第 4 分 団			1	1	3	<u>14</u>	<u>19</u>
第 5 分 団			1	1	3	17	22
第 6 分 団			1	1	3	<u>17</u>	<u>22</u>
合 計	1	2	6	6	18	<u>106</u>	<u>139</u>

資料 2-22 消防職員

※令和6年4月1日 現在

	消防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	合 計
消 防 本 部	1	<u>4</u>	<u>17</u>	20	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	59
向 日 消 防 署		<u>2</u>	<u>7</u>	<u>16</u>	4	10	<u>4</u>	<u>43</u>
長 岡 京 消 防 署		2	7	<u>12</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	43
東 分 署			—	5	<u>3</u>	<u>4</u>	—	<u>12</u>
大 山 崎 消 防 署		2	<u>8</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	28
合 計	1	10	<u>39</u>	59	<u>25</u>	<u>31</u>	<u>20</u>	185

資料 2-23 向日市消防団

※令和6年4月1日 現在

	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	合 計
団 本 部	1	2					3
第 1 分 団			1	1	3	<u>21</u>	<u>26</u>
第 2 分 団			1	1	3	<u>19</u>	<u>24</u>
第 3 分 団			1	1	3	<u>20</u>	<u>25</u>
第 4 分 団			1	1	3	<u>15</u>	<u>20</u>
第 5 分 団			1	1	3	17	22
第 6 分 団			1	1	3	<u>16</u>	<u>21</u>
合 計	1	2	6	6	18	<u>108</u>	<u>141</u>

時点修正

時点修正

2-35

資料 2-24 消防車両

※令和7年4月1日 現在

車両 配置 場所	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	非常用消防ポンプ自動車	非常用救助工作車	非常用救急自動車	指揮車	司令車	救急指導車	防災指導車	資材搬送車	査察車広報車	支援車連絡車	人員輸送車	作業車	査察用バイク	合計
	消防本部									1			1		2	4	1			1
向日消防署	2					1	1	1		1	1			1	1				1	10
長岡京消防署	1	1		1	1	1	1	<u>1</u>		1				1	1				1	<u>11</u>
東分署	1					1										1				3
大山崎消防署	1		1			1					1			1	1				1	7
合計	5	1	1	1	1	4	2	<u>2</u>	1	3	1	1	1	3	5	5	1	-	4	<u>41</u>

資料 2-24 消防車両

※令和6年4月1日 現在

時点修正

車両 配置 場所	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	非常用消防ポンプ自動車	非常用救助工作車	非常用救急自動車	指揮車	司令車	救急指導車	防災指導車	資材搬送車	査察車広報車	支援車連絡車	人員輸送車	作業車	査察用バイク	合計
	消防本部										1			1		2	4	1		1
向日消防署	2						1	1	1		1	1		1	1				1	10
長岡京消防署	1	1		1	1	1	1		-		1			1	1				1	<u>10</u>
東分署	1					1										1				3
大山崎消防署	1		1			1					1			1	1				1	7
合計	5	1	1	1	1	4	2		<u>1</u>	1	3	1	1	3	5	5	1	-	4	<u>40</u>

資料 2-25 公用車保有状況

※令和7年4月1日 現在

部・課名	乗用		貨物						特殊			自動二輪	原付	計			
	バス		乗用車	ダンプ・トラック			バン		大型	普通	小型						
	大型	マイカ		大型	普通	小型	軽	小型							軽		
ふるさと創生推進部			2												2		
総務部	1	1	15		1	2	2	9							31	2	2
環境産業部			1		3					4					8		
市民サービス部	1														1	12	12
都市整備部			3		2	4	2		1						12		
教育委員会		1	1												2	11	11
議会事務局		1													1		
消防団										6					6		
計	2	5	20		6	6	2	11	11						63	25	25

備考 1 EV車：23台、ガソリン車：40台

2 代替可能な電動車が無いダンプ・トラック等については、ガソリン車を継続して使用する。

資料 2-25 公用車保有状況

※令和6年4月1日 現在

時点修正

部・課名	乗用		貨物						特殊			自動二輪	原付	計			
	バス		乗用車	ダンプ・トラック			バン		大型	普通	小型						
	大型	マイカ		大型	普通	小型	軽	小型							軽		
ふるさと創生推進部			2												2		
総務部	1	1	16		1	2	2	8							31	2	2
環境産業部			1		3					4					8		
市民サービス部	1														1	12	12
都市整備部			4		2	4	2		1						13		
教育委員会		1	1												2	11	11
議会事務局		1													1		
消防団										6					6		
計	2	5	22		6	6	2	10	11						64	25	25

3 様式

頁	修正	現行	修正理由
3-1	<u>資料 3-1 概略情報報告書</u>	<u>資料 3-1 概略情報報告書</u>	様式の性別区分を削除